

クラウド電子保存利用規約

セイコーエプソン株式会社およびエプソン販売株式会社（以下総称して「エプソン」といいます）は、エプソンが別途提供するソフトウェア「R4シリーズ」（以下「本ソフトウェア」といいます）と連携した「クラウド電子保存」（以下「本サービス」といいます）を、以下の利用規約（以下「本利用規約」といいます）に基づき、提供いたします。

なお、本利用規約と本ソフトウェアの使用許諾契約書の条件とが異なる場合は、本利用規約の内容が優先して適用されるものとします。

第1条（利用申込み）

本サービスの利用を希望されるお客様は、本利用規約を注意してお読みいただき、販売代理店が定める方法により本サービスの利用申込みを行なっていただきます。この利用申込みをされた時点で、お客様は本利用規約のすべての条件に拘束され、従うことに同意いただいたものとみなさせていただきます。

第2条（本サービスの概要）

1. 本サービスは、第3条の定めに基づき本利用契約が成立したお客様（以下「利用者」といいます）に対し、エプソンが有償にて提供するサービスです。
2. 利用者は、本ソフトウェアに入力される取引の証憑となる電子ファイルを、利用者、利用者の親会社（会社法第2条第4号に定めるものをいいます）または利用者の子会社（会社法第2条第3号に定めるものをいいます）の会計業務のために、本サービスにより Weplat サーバー上にインターネットを通じて保管することができます。なお、本サービスにて扱うことができる証憑は、利用者、利用者の親会社または利用者の子会社による取引に関わる証憑に限るものとします。
3. 利用者は、第15条第1項の定めに従い、自己の従業員（以下「サブユーザー」といいます）に対して、本サービスの利用を許諾することができます。
4. 本利用規約において、利用者およびサブユーザーを総称して、以下「利用者等」といいます。
5. エプソンは、本サービスについて、利用者の事前の許可なく仕様を変更する場合があります。エプソンは、利用者が本利用規約に同意した時点における本サービスの内容を永続的に保証するものではありません。

第3条（利用契約の成立）

1. 本利用規約に基づく利用契約（以下「本利用契約」といいます）は、第1条の利用申込みをエプソンが承諾し、利用申込みをされた利用者に対し本サービスを利用するための設定完了通知を交付したときに成立するものとします。

2. エプソンは、次の場合には、利用申込みを承諾しない、または利用申込みの承諾を取消し、本サービスの提供を停止・終了させることができます。

- ①利用者が、利用申込みにあたり、虚偽の内容を連絡したとき。
- ②利用者が、過去にエプソンが提供する他のサービスにおける料金未払いや不正使用などにより、エプソンから他のサービスの利用契約の解除または利用停止処分を受けていることが判明したとき。
- ③その他、利用申込みを承諾することが不適切であると合理的に認められる事由があるとエプソンが判断したとき。

第4条（本サービスの利用）

1. 本サービスの提供時間は、0：00～24：00とします。ただし、システムメンテナンスなどのために一時的に本サービスを停止することがあります。この場合、エプソンは利用者に対し、本サービスを停止する日時について事前に告知いたします。

2. 前項にかかわらず、天災地変、停電または回線の不良などの緊急やむを得ない場合には、事前告知を行うことなく本サービスを停止することがあります。

3. 利用者は、本サービスの利用方法に関するサポートを販売代理店から受けることができます。

第5条（利用規約の変更）

エプソンは、以下の各号のいずれかの場合には、本利用規約を変更することができるものとします。その場合、エプソンは、本利用規約を変更する旨、変更後の本利用規約の内容および効力発生日を、利用者に事前に告知することで利用者に周知します。第2号の場合には、その変更の周知は効力発生日から相当な期間前までに行うものとします。変更後の本利用規約は、効力発生日から効力を生じるものとします。

- ① 本利用規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
- ② 本利用規約の変更が、契約の目的に反するものではなく、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理性があるとき

第6条（告知の方法）

本利用規約におけるエプソンから利用者への告知は、本サービスのお知らせ画面への掲載や、利用者への電子メールによる通知、販売代理店を通じた連絡など、エプソンが適当と判断する方法により実施します。

第7条（利用期間）

本サービスの利用期間は、利用者がお申込みされた販売代理店が別途指定する日までとします。

第8条（利用料金）

1. 本サービスをご利用いただくには、販売代理店が定める利用料金を販売代理店が定める支払い条件でお支払いいただく必要があります。
2. 利用料金および利用料金のお支払方法は、販売代理店にご確認ください。
3. 一度お支払い頂いた利用料金は、第17条第3項に定める場合を除きいかなる場合といえども、エプソンおよび販売代理店は一切返還いたしません。

第9条（本サービスの利用）

1. 利用者は、エプソン会計システム「マイページ」のお客様番号およびパスワードを使用して本サービスを利用することができます。利用者は、『エプソン会計システム「マイページ」利用規約』に従いお客様番号およびパスワードの管理もしくは利用などを行なうものとします。
2. 利用者は、『エプソン会計システム「マイページ」利用規約』に従いお客様番号およびパスワードの管理もしくは利用などを行なうものとし、また、サブユーザーに対して、善良なる管理者の注意義務をもってユーザーID およびパスワードを管理し、利用させるものとします。万一、利用者によるお客様番号およびパスワードの管理もしくは利用が不適切であったことが原因で利用者にも不利益が生じた場合であっても、エプソンは一切の責任を負わないものとします。

第10条（ご入力情報の変更）

利用者は、自己またはサブユーザーなどの情報につき変更が生じた場合には、速やかに所定の方法にて変更していただくものとします。利用者が変更を怠ったことにより、損害を被った場合であっても、エプソンおよび販売代理店は一切責任を負わないものとします。

第11条（個人情報の保護）

エプソンは、利用者およびサブユーザーによりご登録された個人情報、その他本サービスの提供の過程で知り得た個人情報を、エプソンのホームページ上で別途掲載する『「ウェブプラットフォーム・クラウドサービス」における個人情報の取扱いについて（プライバシーステートメント）』に従い、取り扱うものとします。

第12条（権利譲渡の禁止）

利用者は、本サービスの利用者たる資格について、有償・無償を問わず第三者に譲渡または貸与することはできません。

第13条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内に限定されるものとします。

第14条（システムの管理・責任）

1. エプソンは、善良なる管理者の注意義務をもって、本サービスを運営するサーバーなどのシステム（以下「システム」といいます）を維持し、システム上のデータ（以下「保存ファイル」といいます）の保全に努めるものとします。

2. エプソンは、保存ファイルを利用者の機密情報として善良なる管理者の注意義務をもって管理します。エプソンは、以下の各号に定める場合を除き、保存ファイルの内容を閲覧いたしません。

- ①事前に利用者の承諾を得た範囲内で閲覧する場合。
- ②システム障害の解析目的のために必要な範囲で閲覧する場合。
- ③システム利用状況の把握目的のために必要な範囲で閲覧する場合。
- ④法令に基づき必要な範囲で閲覧する場合。

また、法令に基づく場合を除き、保存ファイルを第三者に開示・漏洩いたしません。

3. エプソンは、システムに障害が生じ、保存ファイルが滅失したことを知ったときには、速やかにシステムを修理し、保存ファイルの復旧に努めます。ただし、重大な障害の場合は、修理・復旧に時間を要す場合があります。また、修理・復旧が不可能な場合やコンピューターウイルス等の有害な情報の感染防止または制御の観点からエプソンが必要と判断した場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

4. 保存ファイルに関するエプソンの責任は、前三項に定める内容が全てとします。

5. エプソンは、利用者の承諾を得ることなく、システムの故障・停止時の便宜に備えて保存データを任意でバックアップできるものとします。

6. エプソンは、利用者等がシステム上に保存した保存ファイルの内容について、いかなる保証も行わないものではありません。万一、保存ファイルにコンピューターウイルスなどの有害な情報が含まれ、利用者等に損害が生じた場合でも、エプソンは一切責任を負わないものとします。

7. 本サービスの一部の機能として、エプソンの提携先が運営するサービスと連動する機能があります。利用者が当該機能を利用する場合には、当該機能の利用において登録されたデータおよび保存ファイルが提携先に提供される場合があります。この場合、エプソンは当該提携先に対して機密保持義務を負わせるものとします。

8. 第20条の定めに従い本サービスの提供に関して必要となる全部または一部を委託するに際し、エプソンは保存ファイルの全部または一部を第三者に開示します。この場合、エプソンは当該委託先に対して機密保持義務を負わせるものとします。

第15条（利用者の責任・利用上の制限）

1. 利用者は、サブユーザーに対して、本利用規約の内容をあらかじめご説明していただく

ものとし、利用者は、自己の責任においてサブユーザーに本サービスを利用させるものとします。また、利用者は、本利用規約に基づき自己が負う義務と同等の義務をサブユーザーに課し、サブユーザーによる当該義務の履行について連帯して責任を負うものとします。

2. 利用者等は、本サービスにかかるシステム、その他本サービスにより提供される情報などがエプソンまたはエプソンが許諾を受けている第三者の財産であることを認識し、エプソンまたは当該第三者に無断で転載、転用、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、知的財産権に関する表示の削除、変更、隠蔽をしたり、法令および本利用規約にて禁止される行為を行わないものとします。

3. 利用者等は、本サービスに不具合が発生した場合に死亡、重大な人身事故、または重大な物理的損害もしくは環境の破壊につながるようなアプリケーションまたは環境において本サービスを使用しないものとします。

4. 利用者等は、自己の責任と負担において、インターネットを利用するために必要なハードウェア、ソフトウェアおよび回線などの利用環境を準備するものとします。なお、エプソンは利用者等の利用環境の準備のためのサポートまたは問い合わせなどについては一切対応いたしません。

5. 利用者等は、本サービスに関して次の行為を行わないものとします。

- ①利用申込みの際、虚偽の情報を連絡する行為。
- ②利用料金の支払遅延や支払債務の履行遅延または不履行。
- ③他の利用者のお客様番号およびパスワードを不正に使用する行為。
- ④エプソンまたは第三者の権利、財産、およびプライバシーを侵害する行為、もしくはエプソンおよび第三者の名誉を毀損し、または侮辱し誹謗中傷するような行為。
- ⑤有害なコンピュータプログラムなどを用いてエプソンのシステムに損害を与える行為、またはエプソンの本サービスの運営を妨げる行為。
- ⑥第三者（利用者の親会社および利用者の子会社を除きます）による取引の証憑となる電子ファイルを本サービスにより扱う行為。
- ⑦第三者（利用者の親会社および利用者の子会社を除きます）の会計業務のために、または、当該第三者に会計業務サービスを提供するために、本サービスを利用する行為。
- ⑧前各号の準備行為、または前各号の行為をなす恐れのある行為。
- ⑨前各号の他、エプソンまたは第三者に不利益を与える行為、および法令、公序良俗ならびに本利用規約に違反する行為、またはその恐れのある行為。
- ⑩本サービスの趣旨にそぐわないとエプソンが判断した行為。

6. 利用者等は、本利用規約に違反し、エプソンに損害を与えた場合、当該損害を賠償する責任を負います。

第15条の2（ライセンサーサービス）

1. 秘密情報とは、本サービスの利用期間に、本サービスに含まれるサービスであって、エ

プソンが許諾を受けているファーストアカウンティング株式会社（以下、本条において「ライセンサー」といいます）のAI-OCRサービス（以下、本条において「ライセンサーサービス」といいます。）の利用に関連して、情報開示者が情報受領者に開示する技術上、企画上、営業上及び事業上の情報をいいます。

2. 前項の規定にかかわらず、情報受領者が以下の各号のいずれかに該当することを証明することができる情報については、秘密情報から除外されるものとします。

- ①情報受領者が開示を受ける前に正当に保有していた情報
- ②情報受領者が開示を受ける前に既に公知となっていた情報
- ③情報受領者が開示を受けた後に情報受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
- ④情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- ⑤情報受領者が秘密情報に依拠せずに独自に開発又は取得した情報

3. 情報受領者は、情報開示者の事前の書面による承諾を得ることなく、秘密情報をいかなる第三者に対しても開示又は漏洩しないものとします。

4. 前項の定めに関わらず、ライセンサーがライセンサーサービスを運営するために必要な範囲で業務を再委託する第三者には、委託業務に必要な範囲で秘密情報を開示することができるものとします。

5. 前2項の規定に基づき、情報受領者が開示を受けた秘密情報を第三者に開示しようとする場合には、開示に先立ち当該第三者と秘密保持契約書を締結するものとします。なお、当該契約書の内容は、基本契約に基づき情報受領者が情報開示者に対して負担するのと同等の義務を当該第三者に対して課すものとし、当該第三者の行為に起因する一切の責任を、情報受領者が当該第三者と連帯して負担するものとします。

6. 情報受領者は、秘密情報を、当該秘密情報を知る必要のある自己の役員又は従業員のみを開示するものとし、当該役員又は当該従業員に対して基本契約に基づき課せられた秘密保持義務と同等の義務を課すものとします。

7. 情報受領者は、情報開示者の事前の書面による承諾を得ることなく、秘密情報をライセンサーサービスの利用および提供以外の目的に一切使用してはならないものとします。

8. 情報受領者は、情報開示者から開示を受けた秘密情報に基づき、発明、考案、ノウハウ、意匠、著作物、回路配置の創作等（以下「発明等」という。）を行った場合は、その旨を情報開示者に直ちに書面にて通知するものとします。

9. 前項の発明等に係る権利は、全て情報開示者に帰属するものとします。

10. 利用者等は、ライセンサーが、ライセンサーサービスの利用を通じて取得した情報につき、識別性のない形式（利用者及び個人を特定できない形式）に加工した上で、ライセンサーサービスの向上及び改善、サービス開発、市場分析、マーケティングのために利用することがあることを許諾するものとします。

11. 本サービスに関してエプソンの責任を限定または免責する本利用規約の規定を、ライ

センサーサービスに関してライセンサーの責任を限定または免責する規定として準用するものとします。

第16条（利用停止・終了）

1. エプソンは、利用者が第15条第5項各号に定める違反行為を行なった場合、本サービスの利用を停止し、または第17条第2項に基づき本利用契約を解約することができます。
2. エプソンは、前項による本サービスの利用停止・終了に伴い、利用者に損害が生じた場合でも、一切責任を負わないものとします。

第17条（利用契約の解約）

1. 利用者は、エプソンに対して事前に通知することにより、本サービスの利用を中止し、本利用契約を解約することができます。ただし、この場合、エプソンおよび販売代理店は、第8条に基づき利用者が販売代理店に対して既に支払った利用料金を一切返還せず、また利用者はエプソンおよび販売代理店に対して、その返還を一切請求できません。なお、通知の方法はエプソンが別途指定する方法に従っていただくものとします。

2. エプソンは、以下の場合、利用者に事前に告知することにより、本利用契約を解約することができます。この場合、エプソンおよび販売代理店は、第8条に基づき利用者が販売代理店に対して既に支払った利用料金を一切返還いたしません。

- ①利用者等が第15条第5項第1号に違反し、エプソンが前条第1項の規定に基づき、本サービスの利用を停止した後においても、利用者等の違反行為が是正されない場合。
- ②利用者等が第15条第5項第2号乃至第10号に定める違反行為を行った場合。
- ③本サービスの提供自体の中止を決定した場合。

3. 前項の規定にかかわらず、エプソンは、解約日の30日前までに利用者に対して通知することによりいつでも本利用契約を解約することができます。この場合、エプソンは、販売代理店を通じて利用者に対し、利用者が販売代理店に支払い済みの利用料金のうち本サービスの未実施分を対象とした相当額の返還に応じるものとします。

第18条（責任の制限・損害賠償等）

1. エプソンの責に帰すべき事由により、利用者等が本サービスを全く利用できない状態にあることをエプソンが知ったときから起算して、24時間以上に渡ってその状態が継続し、これにより利用者等が損害を被った場合、エプソンは、エプソンまたは販売代理店が定める方法により、利用者等による当該損害の賠償請求に応じるものとします。ただし、いかなる場合においても、エプソンの責に帰すことができない事由から生じた損害、エプソンの予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益についてエプソンおよび販売代理店は賠償責任を負わないものとし、また、本項に基づきエプソンおよび販売代理店が利用者等に対して負担する損害賠償額は、第8条に基づき利用者が販売代理店に支払った本サービ

スの利用料金の1ヶ月あたりの相当額を上限とします。

2. エプソンが利用者に対して負う責任は、前項に定めるものが全てであり、これを超えて利用者等が本サービスに関して被った損害につき、エプソンは理由の如何を問わず一切責任を負いません。エプソンは、利用者等に対して、法律上の契約不適合責任を含むすべての明示または黙示の保証責任および本サービスに起因する利用者等の逸失利益、特別な事情から生じた損害、データ等に対する損害および第三者の権利侵害を含めて第三者により利用者等に対してなされた紛争に基づく賠償責任等の一切について責任を負いません。

3. エプソンは、商品性、品質性および第三者の権利の非侵害の保証を含めて、本サービス、本サービスに係る知的財産権およびそれらの使用に関して、利用者等に対し、明示または黙示を問わず一切の保証をしないものとします。

4. 損害の事由の発生から起算して1年以内に利用者等が損害賠償請求権を行使しない場合、エプソンに対する当該請求権は消滅するものとします。

5. 本利用規約のいかなる条項にもかかわらず、エプソンは、利用者等に対して一切の保証・責任を負わないものとします。ただし、本利用契約が消費者契約法に定める消費者契約に該当する場合、本利用規約のうち、債務不履行または不法行為責任に基づくエプソンの損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合において、エプソンは、利用者が発生した損害がエプソンの故意または重過失に起因する場合を除き、利用者が直接被った通常生じうる損害の範囲内、かつ、本サービスに関してエプソンが利用者から受領した対価の額を上限として、損害賠償責任を負うものとします。

6. 利用者等は、ライセンスサービスおよびオペレーターによる仕訳の結果およびデータ化の結果について正確性の保証がないこと、当該結果は公認会計士・税理士・弁護士等の法的意見ではないこと、ならびに、当該結果について自己の責任で確認・修正する必要があることを許諾するものとします。

第19条（保存ファイルの削除）

1. エプソンは、保存ファイルを保存することが不適切であると合理的に認められる事由（第15条第5項各号に定める内容を含み、これに限定されないものとします）がある場合、または、本サービスが終了した場合、利用者等の事前の承諾なく保存ファイルを削除することができるものとします。エプソンは、本項に基づく保存ファイルの削除によって利用者等に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

2. 保存ファイルは、システムへ保存ファイルが保存された日の属する会計年度の翌会計年度の初日から起算して11年4月を経過するまでの間引き続き保存され、その後削除されます。なお、会計年度とは、会計期間の初日として利用者が本ソフトウェアにて設定した日から1年間をいいます。

第20条（再委託）

エプソンは、利用者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部をエプソンの判断にて第三者に再委託することができます。この場合、エプソンは、当該第三者に対し、第14条第2項に定める機密保持義務と同等の義務を負わせるものとします。

第21条（有効期間）

1. 本利用契約は、第3条の定めに従い本利用契約が成立をしたときから、第17条の定めに従い本利用契約が解除されない限り、第7条に定める利用期間が満了するまで有効に存続するものとします。

2. 本利用契約終了後も、第11条、第15条第1項、第6項、第18条、第22条ならびに本項の規定はなお有効に存続します。また、本利用契約終了後も、第15条の2第1項から第7項の規定は5年間有効に存続し、第15条の2第8項から第11項の規定は対象事項が存続する限り有効に存続します。

第22条（専属的合意管轄裁判所）

本サービスまたは本利用契約に関連して利用者とエプソンの間で紛争が生じた時は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条（体験版に関する特約）

1. 本利用規約の第2条第1項の定めにかかわらず、利用者が希望する場合、エプソンは本サービスの機能の一部を制限した体験版を無償にて提供します。体験版の制限事項は以下各号の通りとなります。

①第7条の定めにかかわらず、体験版の利用期間は、利用開始日から、当該利用開始日が属する月の翌々月末日までとなります。

②体験版における自動仕訳機能には、利用可能回数の上限があります。

2. 体験版の利用期間終了に伴い、エプソンは利用者等の事前の承諾なく保存ファイルを削除することができるものとします。エプソンは、保存ファイルの削除によって利用者等に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

3. 体験版を利用している利用者が本サービスの利用を開始する場合、利用者は体験版の利用開始時に別途エプソンが発行済みのお客様番号およびパスワードを引き続き利用することができます。また、利用者が体験版の利用期間中に本サービスの利用を開始した場合、利用者が保存した保存ファイルは本サービスに引き継がれるものとします。

4. 体験版の利用条件については、本条第1項から第3項に定める他、本利用規約の第1条から第22条（ただし、第8条は除きます。）の条件を準用するものとします。

2024年3月18日 発行